

# 認定こども園法の一部改正法案の概要

**趣旨**：幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

## 概要：

### （1）目的規定の修正

- ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。

### （2）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- ◆ 認定の条件、教育及び保育の内容

### （3）幼保連携型認定こども園の認可等

- ◆ 幼保連携型認定こども園の定義

（教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設）

- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定等）、入園資格

- ◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人）

- ◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）

- ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員（園長、保育教諭等）

- ◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）

- ◆ 設置廃止等の手続、指導監督

- ◆ 名称の使用制限、罰則 等

### （4）その他

- ◆ 主務大臣、検討規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

**施行日**：子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）